

## 高石市事業所人権教育推進連絡協議会規約

### (名称及び事務局)

第1条 本会は、高石市事業所人権教育推進連絡協議会（以下「協議会」という。）といい、事務局を高石市役所総務部人権推進課内に置く。

### (目的)

第2条 日本国憲法においては、基本的人権の尊重を中心の柱としており、不断の努力によってこれらを保持することはお互いの努めである。この観点に立って人権意識の高揚をはかり、明るい事業所づくりを積極的に推進することを目的とする。

### (構成)

第3条 協議会は、次の者をもって構成する。

1. 市内の事業所
2. 高石商工会議所
3. いずみの農業協同組合
4. 泉大津公共職業安定所
5. 泉大津労働基準監督署
6. 高石市人権擁護委員
7. 高石市教育委員会
8. 高石市

### (事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 人権問題の啓発活動。
- (2) 人権問題に関する情報、資料の交換配布。
- (3) 関係行政機関及び団体との交流。
- (4) その他目的達成に必要な事業。

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 事務局長 1名

2 役員は、第3条に掲げる者の中から役員会で決定し、全体会議に報告する。

### (任務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計を掌る。
- (4) 会計監査は、協議会の会計を監査する。
- (5) 幹事は、協議会の企画運営に参画する。

### (会議)

第7条 協議会の全体会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数により決定する。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会)

第8条 役員会は協議会の執行機関で、第5条第1項に掲げる役員をもって構成し、会長が必要と認めたときこれを召集する。

- 2 役員会の議長は会長が行う。
- 3 役員会の議決は、出席者の過半数により決定する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(会計)

第10条 協議会の経費は、市の補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(規約の改正)

第11条 この規約は、役員会の議決を経て改正することができる。

(委任事項)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営及び事業の推進について必要な事項は役員会において定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、昭和58年6月1日より施行する。
- 2 昭和52年9月1日に設置した高石市事業所同和教育推進協議会規約は、この規約の施行の日から廃止する。
- 3 昭和58年度に限り、会計年度は6月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この規約は、昭和62年5月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年10月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年6月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月12日から施行する。